

制定 平成24年9月19日 原規総発第120919129号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会の電気事業法に関する処分に係る標準処理期間に関する規程を次のように定める。

原子力規制委員会

原子力規制委員会の電気事業法に関する処分に係る標準処理期間に関する規程

原子力規制委員会の電気事業法に関する処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間は、別表に掲げる手続ごとに、同表に定める期間とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

(別表) 原子力規制委員会の電気事業法に関する処分に係る標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
電気事業法第43条第2項の規定による主任技術者免状の交付を受けていない者の主任技術者選任の許可	2週	2週
電気事業法第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可	3月	3月
電気事業法第47条第2項の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更認可	3月	3月
電気事業法第49条第1項の規定による事業用電気工作物の使用前検査	3月	3月
電気事業法第50条第1項の規定による使用前検査仮合格	1月	1月
電気事業法第51条第1項に基づく燃料体検査	3月	3月
電気事業法第51条第2項第1号に基づく燃料体設計認可	3月	3月
電気事業法第51条第3項に基づく輸入燃料体検査	3月	3月
電気事業法第54条第1項の規定による定期検査	6月	6月
原子力発電工作物の保安に関する省令第6条第2項ただし書の規定による主任技術者の兼任承認	2週	2週
原子力発電工作物の保安に関する省令第18条第1号の規定による事業用電気工作物の試験承認	3月	3月
原子力発電工作物の保安に関する省令第18条第3号の規定による事業用電気工作物の一部使用承認	3月	3月
原子力発電工作物の保安に関する省令第54条第1項第1号の規定による定期検査時期の変更承認	1月	1月

原子力発電工作物の保安に関する省令第54条第1項第2号の規定による定期検査時期の変更承認	1月	1月
原子力発電工作物の保安に関する省令第60条第3項第1号の規定による定期事業者検査時期の変更承認	1月	1月
原子力発電工作物の保安に関する省令第60条第3項第2号の規定による定期事業者検査時期の変更承認	2週	2週